

# 答えを確認しよう!!

## 問題1の答え

①②③  
すべて成立する。

契約は「申し込み」と「承諾」があれば成立しますので、原則として、口約束だけでも有効です。名前は書いたけど印鑑は押していないからと軽く考えるとトラブルにつながります。

## 問題2の答え

③

自分の名前を他人に貸す行為を名義貸しといいます。名義貸しの場合、他人が使った分でも、名前を貸した人が契約の責任を負うこととなります。クレジットカードを他人に貸すカード貸与もあります。安易に名義を貸すことは危険です。

## 問題3の答え

②

店舗販売の場合、原則として法律上のクーリング・オフ制度は適用されません。デパートなどが返品や取り替えに応じるのは店の好意又はお客との争いを避けたいという配慮によるものです。

ただし、服に穴があいているなど商品に欠陥がある場合は、欠陥のない商品と交換するよう店に求めることができます。

## 問題4の答え

①

契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。

## 問題5の答え

①

27日後には約1億3422万人となり、日本の人口を超えることになります。

※ $2 \times 2 \times 2 \dots$ と27回繰り返して計算します。



●4ページのハガキの書き方は以下のとおりです。

## 1ページの答え ①②③④⑤⑥⑦

友達と遊ぶ約束を守ることは大切ですが、「契約」ではありません。



### ハガキ裏

**契約解除通知**

契約年月日 平成22年5月1日

商品名 家庭教師派遣1年間  
(サービス名)

価格 180,000円

担当者名 勉強 教蔵

上記日付の全ての契約を都合により解除します。

平成 22年 5月 8日

住所 ○○○○○○○○  
氏名 ○○ ○○ 印

### ハガキ表

8908577

〒

ワカランド 株式会社  
代表責任者 殿

鹿児島市○○町○番○号

# 消費生活センターってどんなところ?

鹿児島県消費生活センターには、毎日、消費生活に関する相談や問い合わせが多く寄せられています。どれも私たちの生活に身近な問題ばかりです。センターでは、このような消費者からの相談などに対して、適切なアドバイスや情報を提供することによって、みなさんの毎日の消費生活をサポートしています。

また、ほんの少し消費生活に関する知識を身につけるだけでたいいのトラブルは防げるものです。センターでは、情報紙の発行や図書・ビデオの貸出、各種消費生活講座を通じて消費者トラブルの防止に努めています。



こまったときは一人で悩まず、  
家族や先生、消費生活センターなどに  
まず相談！

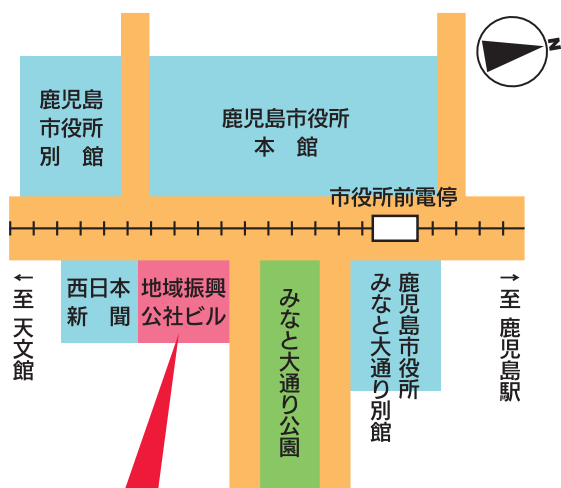


ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

**消費者ホットライン ☎0570-064-370**

※市町村の消費生活相談窓口もしくは県消費生活センターなどにつながる全国共通の消費生活相談ダイヤルです。  
お住まいの郵便番号を準備していただくと便利です。

消費生活センターは秘密を完全に守ります。安心して相談してください。



**県消費生活センター(1~3F)**

### ■鹿児島県消費生活センター

〒892-0821 鹿児島市名山町4番3号  
TEL 099-224-0999  
FAX 099-224-4997

### ■鹿児島県大島消費生活相談所

〒894-8505 奄美市名瀬永田町17番3号  
TEL 0997-52-0999

ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>

鹿児島県 消費生活

検索

※鹿児島県内の各市役所・町村役場にも消費生活相談窓口があります。